

「議会改革に向けて検討を進める事項」の進捗状況

1. 常任委員会の審査・調査活動の推進（平成 29 年 9 月 6 日 議会運営委員会決定事項）
 - ア 常任委員会は、町長に対して政策提案・提言を行うための調査・研究テーマを設定する。
 - イ 調査・研究テーマの調査等期間は、常任委員の任期である 2 年間とする。
 - ウ 調査・研究テーマに基づく政策提案等は、常任委員の任期満了 1 箇月前までに行う。
 - エ 常任委員会の政策提案等は、常任委員会が議員全員協議会に報告し、議員全員協議会で了承を得た後に町長に対し行う。
 - オ 常任委員会の視察研修は、常任委員会の調査・研究テーマに基づき実施する。
 - カ 常任委員会は調査・研究テーマに基づく一般会議の開催を推進する。

○総務建設常任委員会

【調査研究テーマ】まちづくり

【視 察 研 修】

平成 29 年 10 月 25 日 広島県三原市（みなとオアシス三原）

平成 29 年 10 月 26 日 広島県尾道市（サイクリングポートみなとオアシス尾道）

平成 30 年 6 月 26 日 岩手県紫波町（オガールプロジェクト）

平成 30 年 6 月 27 日 岩手県紫波町（オガールプロジェクトの推進に係る議会对応）

○福祉文教常任委員会

【調査研究テーマ】少子高齢化社会に対する福祉行政

【視 察 研 修】

平成 29 年 11 月 1 日 京都府京丹後市（ささえ合い交通）

平成 30 年 7 月 2 日 秋田県由利本荘市（由利小学校の英語教育プロジェクト）

平成 30 年 7 月 3 日 秋田県由利本荘市（学校給食の取り組み）

2. 議会の本会議における議案審議の質疑方式（平成 29 年 9 月 6 日 議会運営委員会決定事項）
 - ア 本会議における議案審議の質疑方式は、議会基本条例第 6 条第 1 項の規定を準用し、議案の論点及び争点を明確にし、町民に分かりやすい質疑とするために「一問一答方式」とする。
 - イ 議案審議における「一問一答方式」については、本会議における審議時間を考慮して、1 回の議員質疑は 3 問以内、1 問の質疑を原則として 3 回以内とし、質問時間は 20 分以内とする。
 - ウ 質疑に入る際には、必ず質問数を述べてから、1 問目の質疑に入る。

実施中

3. 一般会議の推進（平成 29 年 9 月 6 日 議会運営委員会決定事項）

団体等からの申出による一般会議を開催するほか、議会及び各常任委員会等から団体等への開催申出による一般会議開催の推進を図る。

4. 議会報告会の推進（平成 29 年 9 月 6 日 議会運営委員会決定事項）

議会報告会については、パワーポイントを用いた説明を行うなど議論の経過や結果をわかりやすく伝える。また、少人数に分かれての意見交換を行うなど、今後も、多くの方に参加してもらえよう、魅力ある議会報告会を推進する。また、手話通訳者の活用を図る。

平成 29 年 11 月 11 日 平成 28 年度決算のおもな審査内容・少人数に分かれて意見交換

第 1 回 国府支所 26 人 ・ 第 2 回 保健センター 17 人

平成 30 年 5 月 13 日 平成 30 年度予算のおもな審査内容・少人数に分かれて意見交換

第 1 回 国府支所 24 人 ・ 第 2 回 保健センター 16 人

令和元年 5 月 11 日 予算特別委員会の概要と流れ・テーマに沿った議員との意見交換

第 1 回 国府支所 18 人 ・ 第 2 回 保健センター 42 人

5. 議会における自由討議の推進 (平成29年9月6日 議会運営委員会決定事項)

自由討議は合意をつくりだす議論の場であり、問題点を多角的・複眼的に見ることができる場であることから自由討議を推進する。

ア 自由討議を推進する具体的な手続きとして、常任委員会、特別委員会において審査、決定する事項について、討論の前に自由討議による十分な討議を通じて、合意形成のための議論を進める。

イ 常任委員会(協議会)においては、政策立案、政策提言等に向けた調査・研究テーマの決定のための積極的な自由討議を行う。

常任委員会、特別委員会において、実施中

6. 通年議会の継続した検討 (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

通年議会の必要性については、平成24年4月に作成した「議会基本条例の進行管理に関する項目と進め方」に提示し、継続した検討を行ってきた。

通年議会の効果は、長の招集によらずとも、議会の判断で会議を開くことが可能となることであるが、本議会においては臨時議会を開催することにより対応が可能な状況であり、委員会活動や議員活動においても支障をきたしていない。

現時点においては、通年議会を導入するまでには至らないものと判断する。

7. 予算・決算特別委員会の審査における事務事業評価の活用 (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

予算・決算特別委員会における議会としての事務事業評価は、平成26年の決算特別委員会から実施してきた。取り組みの成果として、政策提言から事業の改善を導き出した経緯もある。

しかしながら、予算・決算特別委員会において、議会としての事務事業評価を実施することは、方法や時間配分等の運用面において困難な面があり、本来の効果が期待できないことから、実施を見送る。

なお、執行者側が作成する事務事業評価シートについては、予算・決算特別委員会の審査において、各委員が参考資料として活用する。

8. 議会における議員研修及び政策研究の充実 (平成29年9月6日 議会運営委員会決定事項)

ア 議会基本条例第13条第1項の規定に基づき実施する議会内部の議員研修及び政策研究(以下「研修等」という。)は、議員の政策形成能力向上のための研修と常任委員会の調査・研究テーマに基づく政策提言等のための研修とする。

イ 研修等の実施については、議会運営委員会で研修等テーマ、実施時期、講師等を決め、議員全員協議会に提案の上、決定する。その他、研修等に関する詳細事項については、議長と常任委員会委員長又は議会運営委員会委員長が議会事務局と調整を行う。

平成29年11月13日 議員研修会を実施

「議会広報紙の役割と伝え方」 講師 上智大学名誉教授 石川旺氏

平成31年3月22日 議員研修会を実施

「エネルギーから経済を考える」 講師 (株)鈴廣かまぼこグループ 副社長 鈴木悌介氏、
施設見学：鈴廣本社社屋

講師 エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議 事務局長 小山田大和氏

施設見学：小田原市下曾我ソーラーシェアリング

9. 議会運営申し合わせ事項等の整理 (平成29年9月6日 議会運営委員会決定事項)

議会運営委員会等で決定した議会運営の申し合わせ事項等については、議会運営等の円滑化を図るため、議員に分かりやすい申し合わせ事項として整理を行い、「大磯町議会の運営に関する申し合わせ事項(平成28年7月)」を策定したが、より良い議会運営ができるよう、今後も適宜見直しを行う。

平成30年11月16日

(1) 委員会の付託予定議案に係る議場での質疑

申し合わせ事項記載のとおり、運用することを確認した。

(2) 各委員会における委員外議員に係る取り扱いについて

平成30年3月～9月は試行としたが、記載事項を追加し、本格運用することとした。

令和元年5月14日

元号改正により、5月以降に開催する議会の呼称に係る元号を「令和」に改正

10. パワーポイントの活用 (平成29年9月6日 議会運営委員会決定事項)

一般質問や討論などの際、趣旨などをよりわかりやすく伝えることができるよう、パワーポイントの活用を推進する。

一般質問において、実施中

11. ICT化の取り組み (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

タブレット端末の導入について、検討を行ってきたが、費用負担や運用基準等について、課題の整理や研究を進める必要がある。

また、庁内全体でペーパーレス化や費用対効果等について、十分な協議や調整が必要なことから、今後も必要に応じて検討を行う。

12. 政務活動費の透明性向上に向けた取り組み (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

政務活動費の使途に対する説明責任を果たすため、「大磯町議会政務活動費の交付に関する条例」及び「大磯町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるとともに、「大磯町議会政務活動費に関する取扱い要領」に基づき、政務活動費の取扱いについて、必要な事項を定めている。なお、使途状況については、町民情報コーナーにおいて閲覧に供するとともに、議会だより及び議会ホームページにおいて掲示している。

また、使途の透明性を確保する観点から「政務活動費の手引き」を作成し、透明性の向上に努めている。これまでも「政務活動費の手引き」については、見直しを行ってきたが、今後も他の地方議会での取り組みを注視しつつ、社会情勢の変化にも対応できるよう、適宜見直しを行う。

使途状況の公表について、実施中

13. 災害時における議会対応 (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

災害時においても大磯町議会基本条例の第2条に規定する議会の使命を果たすため、災害時における議会の対応について、検討を進める。

14. 議会ホームページの充実 (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

積極的に町民へ情報発信をすることによって、町民との協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要があると規定する大磯町議会基本条例に鑑み、議会ホームページにおいて、会議録検索システムを活用し情報の公開と提供に努めている。

今後も更なる議会ホームページの充実を図るため、議案及び説明資料に留まらず、常任委員会や協議会等の資料についても、ホームページ上での公開を目指し、執行者側との協議を行う。

会議録検索システムを活用し、実施中

15. 傍聴をしやすくするための工夫 (平成29年9月6日 議会運営委員会決定事項)

大磯町議会では、議会基本条例においてすべての会議を原則公開としている。よって、会議のはじめに委員長が口述している「傍聴の許可」行為をなくし、会議前から傍聴ができるよう、改善を行う。

平成29年12月14日 議会委員会条例を改正

常任委員会等を会議開始前から入室できるよう改善した。

16. 住民モニターの活用 (平成31年4月16日 議会運営委員会決定事項)

町民の多様な意見や提案等を広く聴取し、議会運営等に反映させるよう住民モニターの活用について検討を行ったが、現時点においては、一般会議や議会報告会での意見や情報を交換する場を活用し、議会運営等を推進する。

議会報告会を開催し、実施中

17. 陳情の取扱基準の見直し (平成29年9月6日 議会運営委員会決定事項)

平成26年5月に制定した「陳情の取扱基準」について、議会運営等の円滑化を図るため、基準の見直しを行う。

平成29年10月16日 議会運営委員会にて協議

陳情の取扱基準については現行のままとする。ただし、議会運営委員会が陳情の取扱い協議を行う際には、常任委員会での審査体制に不備がないか、しっかりとした議会運営ができるかということも認識を持ち取扱いの協議を行うこととした。